

平成30年6月29日付でお送りした  
「後期高齢者医療制度改正周知リーフレット」に関する記載誤りについて

【 概要 】

平成30年6月29日付でお送りしている後期高齢者医療制度改正周知リーフレット中、「平成30年8月から、高額療養費の上限額が変わります」のページ内で、平成30年7月までの上限額（70歳以上）の表中、「一般」の適用区分を、「住民税課税所得145万円以上の方」と誤って記載していましたが、正しくは「住民税課税所得145万円未満の方」です。

誤った内容でお送りした被保険者の皆さまには、大変ご迷惑をお掛けしたことを、深くお詫び申し上げます。

【 原因 】

最終校正原稿のチェックが不十分であったため、誤植を見落としたものです。

平成30年7月までの上限額（70歳以上）			平成30年8月からの上限額（70歳以上）				
一 般	住民税課税所得 145万円以上の方 (※1) <b>未</b> 満	14,000円 (年間の上限 144,000円)	57,600円 (多数回44,400円 (※2))	→	住民税課税所得 145万円未満の方 (※1)	18,000円 (年間の上限 144,000円)	57,600円 (多数回44,400円 (※2))